

改正案	現行
<p>変更：平成31年3月19日付厚生労働省発年0319第12号認可 <u>変更：令和●年●月●日付厚生労働省発年●第●号認可</u></p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 資金等の管理及び運用</p> <p>（管理及び運用の基本的考え方）</p> <p>第5条（略） (1)～(7)（略）</p> <p>2（略） （削除）</p>	<p>変更：平成31年3月19日付厚生労働省発年0319第12号認可</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 資金等の管理及び運用</p> <p>（管理及び運用の基本的考え方）</p> <p>第5条（略） (1)～(7)（略）</p> <p>2（略） (1) <u>管理運用法人は、管理運用業務の実施に当たり、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則第37条第1項の規定に基づき引き受けた公債（以下「財投債」という。）であって満期保有とするものと、年</u></p>

(1) (略)

(2) 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用を、次に掲げる方法により行うものとする。

ア～エ (略)

(削除)

(3) 管理運用法人は、運用受託機関（年金積立金の管理及び運用を行う信託会社、金融商品取引業者又は生命保険会社のうち、次号に規定する資産管理機関以外のものをいう。以下同じ。）に対し定期的に資金の管理及び運用状況（金融商品取引業者にあつては運用状況）に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期及び随時に各運用受託機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。

(4)～(11) (略)

(12) 管理運用法人は、第9号に定める運用において個別法第21条第1項第6号から第9号までの運用方法（以下「デリバティ

金積立金におけるそれ以外の資金（以下「市場運用資金」という。）を分別して管理するものとする。

(2) (略)

(3) 管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用を、次に掲げる方法により行うものとする。

ア～エ (略)

(4) 管理運用法人は、満期保有する財投債を前号エに掲げる方法により管理するものとする。

(5) 管理運用法人は、運用受託機関（市場運用資金の管理及び運用を行う信託会社、金融商品取引業者又は生命保険会社のうち、次号に規定する資産管理機関以外のものをいう。以下同じ。）に対し定期的に資金の管理及び運用状況（金融商品取引業者にあつては運用状況）に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期及び随時に各運用受託機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。

(6)～(13) (略)

(14) 管理運用法人は、第11号に定める運用において個別法第21条第1項第6号から第9号までの運用方法（以下「デリバティ

<p>ブ」 という。) により運用を行う場合には、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(13)～(15)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第2項第5号、<u>第7号</u>、<u>第10号</u>及び<u>第14号</u>の規定に基づく選定を行ったとき</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>	<p>ブ」 という。) により運用を行う場合には、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(15)～(17)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5条第2項第7号、<u>第9号</u>、<u>第12号</u>及び<u>第16号</u>の規定に基づく選定を行ったとき</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>
---	---

第5章及び第6章（略）	第5章及び第6章（略）
-------------	-------------

附 則（令和3. . 変更）

この変更は、令和3年7月1日から施行する。